

周防大島町森野漁港海業取組促進事業調査分析等業務仕様書

1 業務名

周防大島町森野漁港海業取組促進事業調査分析等業務

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月16日（月）まで

3 履行場所

森野漁港（片添地区周辺）ほか周防大島町内

4 業務の概要・目的

本町では、令和6年3月に森野漁港（片添地区周辺）が「海業の推進に取り組む地区」に決定されたことをきっかけに、令和6年7月に地元関係者による協議を行い、令和6年12月には周防大島町森野漁港海業推進協議会が設立され協議を行ってきた。

本漁港には、県内屈指の海水浴場である「片添ヶ浜海水浴場」が隣接しており、夏場には多数の観光客が訪れるものの、冬場を中心とした閑散期の集客数の増加が課題である。

山口県の令和5年観光動態調査では、本町全体で年間90万人近くの観光客が訪れ、そのうち「道の駅サザンセトとうわ」には37万人以上が訪れており、如何にしてその方々に片添地区に足を運んでもらえるかが重要な課題であることは認識しているものの、本地区での具体的な取組の決定には至っていない。

本業務では、森野漁港周辺の自然や観光、農水産物などの地域資源を活用することで年間を通じた観光客等の増加による漁港周辺の賑わいの創出を図り、水産事業者を含め周辺民間事業者の所得の向上と雇用機会の確保による地域活性化と持続性の向上を実現させるための具体的な取組を決定することを目的とする。

5 業務内容

（1）現状整理・分析

本町の水産業及び観光業の現状、計画地の現況・立地条件等について、整理を行うとともに、課題と方向性について検討を行う。

（2）観光客等に対するニーズ調査

町内各所に訪れている観光客に対するヒアリングやアンケート、来町者以外へのインターネット等を活用した調査等を行い、結果を取りまとめ分析する。

(3) 推進協議会メンバー意見の取りまとめ

推進協議会メンバーの意向を聞き取り調査し、提案する取組内容の参考にする。

(4) 具体的取組内容の検討

上記(1)及び(2)、(3)の結果及び全国の先進事例等をもとに、本地域に必要な具体的取組内容を検討する。(複数提案可)

取組内容は、ハード事業・ソフト事業を問わない。尚、ハード事業の検討にあたっては、既存施設の有効活用等も含め費用対効果を分析するとともに、具体的な運用方法、収益構造を検討すること。

(5) 事業計画(素案)の取りまとめ

上記検討結果を踏まえ、事業計画(素案)として取りまとめる。

(6) 協議会運営支援

協議会において、会議への出席、調査結果の報告・助言、議事録作成等の運営支援を行う。

(7) 業務報告書の作成

上記の検討結果を取りまとめ、業務報告書を作成する。

6 成果品

(1) 事業計画(素案) 3部

(2) 業務報告書 3部

(3) 電子データ 上記の電子データを記録したCD-R又はDVD-R (Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等で作成した元ファイル及びPDFファイル)

7 納品場所

〒742-2301 山口県大島郡周防大島町大字久賀 5134 番地

周防大島町産業建設環境部農林水産課 農林水産振興班

8 再委託

(1) 受託者は、本業務の全部又は主要業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- (2)受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を町に対して文書で報告しなければならない。

9 注意事項

- (1)受注者は本業務の実施に当たり、関連法令及び条例を順守すること。
- (2)受注者は本業務の実施に当たり、発注者と十分に協議を行い、業務の進捗について、定期的に報告を行うこと。
- (3)受注者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

10 その他

- (1)受注者は業務の履行期間中に所定の手続きにより完了検査を受け、合格しなければならない。また、納品後といえども受注者に帰すべき事由による過ちが発見された場合は、無償で速やかに必要な処置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (2)著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、発注者に帰属すること。
- (3)本業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受注者において、使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受注者は、その一切の責任を負うこと。
- (4)本業務の支払いに関しては、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。
- (5)この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。